

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 3 日

各消費生活協同組合（連合会）
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部取引指導課長

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」及び「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」の一部改正に係る消費生活協同組合（連合会）への周知について

標記の件に関して、厚生労働省から事務連絡が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

1. 事務連絡【都道府県あて（別紙：大臣認可組合あて）】（障害者差別解消対応指針）
2. 「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」及び新旧対照表
3. 「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」及び新旧対照表
4. 「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び新旧対照表

<連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部
取引指導課生活協同組合担当
電話：03（5388）3060
FAX：03（5388）1332
E-mail：S1121402@section.metro.tokyo.jp